

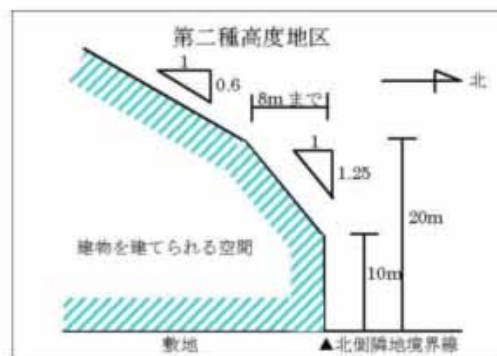
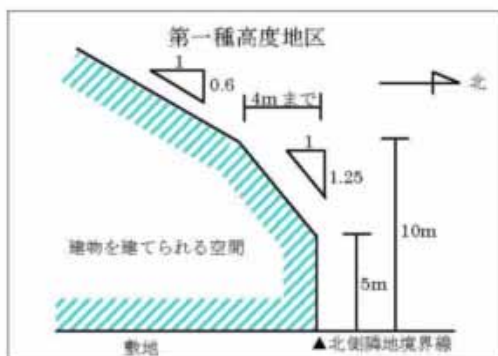
# 千葉市における建築基準法関係参考資料

## 建築物の各部分の高さ(法第56条関係)

	北側斜線	隣地斜線	道路斜線	道路斜線適用距離L(容積率別)
第一種低層住居専用地域		-	<b>A</b> 	200%以下 20m 200%を超え300%以下 25m
第二種低層住居専用地域		-		
第一種中高層住居専用地域	-	<b>a</b> 	<b>B</b> 	400%以下 20m 400%を超え 600%以下 25m 600%を超え 800%以下 30m
第二種中高層住居専用地域	-			
第一種住居地域	-		200%以下 20m	200%以下 20m
第二種住居地域	-			
準居地域	-	-	-	-
近隣商業地域	-		花見川区宇那谷町:Aによる (み春野住宅団地) 一般 :Bによる	200%以下 20m
商業地域	-			
準工業地域	-	-	-	-
工業地域	-	-	-	-
工業専用地域	-	-	-	-
市街化調整区域	-	aによる		200%以下 20m

注1)用途地域の確認は都市計画課となります(本庁6F)  
 注2)第一種および第二種低層住居専用地域は絶対高さ10m(法第55条)  
 注3)日影規制については裏面参照

## 高度地区内の制限(法第58条関係)



注)高度地区の確認は都市計画課となります(本庁6F)

## 建築基準法上の道路の扱い(法第42条・43条関係)

地区担当にお申し付けの上、地図でご確認ください。

注1)位置指定道路(42条1項5号)の詳細は、建築指導課にてご確認ください。  
 注2)43条ただし書き道路については地区担当までお問い合わせください。  
 注3)幅員についてはお答え致しかねますのでご了承ください。  
 市の認定道の幅員等問い合わせ先:路政課(本庁6F)

## 建築基準法第22条の指定

防火・準防火地域以外の千葉市全域、法第22条により指定された区域です。